

薬生食輸発0624第1号
令和3年6月24日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和3年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(韓国産赤とうがらしのプロピコナゾール及びエゴマのチアクロプリド並びに中国産未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。)のヘキサコナゾール)

標記については、令和3年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和3年6月18日付け薬生食輸発0618第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、韓国産乾燥赤とうがらしのモニタリング検査において、食品衛生法第13条に基づき定められた残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、韓国産赤とうがらしのプロピコナゾールに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げるとともに、当該違反を生じた製造者、製造所、輸出者又は包装者の当該食品に対する輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加する。

また、地方自治体が実施した収去検査の結果、中国産生鮮未成熟さやえんどうにおいて、残留農薬の基準に違反した事例があったことから、中国産未成熟えんどうのヘキサコナゾールに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げることとし、モニタリング通知の別表第2に下記を追加する。

さらに、過去1年間の検査実績を踏まえ、韓国産エゴマのチアクロプリドについてモニタリング通知の別表第2及び別表第3から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

| 検査強化日 | 対象国・地域 | 対象品目 | 検査項目 | 製造者、製造所、輸出者及び包装者 |
|-----------|--------|--------------------------|----------------|------------------------------------|
| 令和3年6月24日 | 韓国 | 赤とうがらし及びその加工品(簡易な加工に限る。) | 残留農薬(プロピコナゾール) | NAMANDONG AGRICULTURAL COOPERATIVE |

| | | | | |
|--|----|--|--------------------|--|
| | 中国 | 未成熟えんどう (さや用種及びス ナップエンドウと 称されるものに限 る。)及びその加 工品(簡易な加工 に限る。) | 残留農薬(ヘキサ コナゾール) | |
|--|----|--|--------------------|--|